



Title	その3 「保健所運営研究協議会中間報告案」をよんで
Author(s)	郡, 妙子; 木村, 慶; 田村, 昭一 他
Citation	大阪公衆衛生. 1964, 13, p. 19-20
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84622
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

保健所は これでいいのか

その3

「保健所運営研究協議会 中間報告案」をよんで

現場の意見をもっと聞いてほしい

郡 妙 子

大都市における保健所保健婦としての保健婦業務をふりかえった時、余りにも縦の線ばかりの多い、いわゆる首に紐をつけられてひっぱり廻されている仕事の多いことに気がつく。

どんどんふくれあがってくる業務にやさもっさしている保健所の姿をやせ馬にむちうっているのに似ていると先日の会合で発言なさった先生の言葉を思いだす。全く保健婦はそのやせ馬の細き足にもにているようにおもう。

自分でお膳立てし自分で働きかけ自分で始末するこれでは専門技術のサービスどころか事務屋に近い保健婦、種々雑多の調査屋とも錯覚しそうな保健婦の姿に反発を覚える。

系統だった母子衛生事業、即ち母子手帳交付に始まる母子管理の今後の問題点、それに伴う専門事務職員の設置

公衆衛生の進歩に伴う業務内容の検討

人口10万に1カ所の保健所の設置

「中間報告案」の後文にあげられているいくつかの問題点の今後の追求に期待するものである。ただ問題は公衆衛生に従事する多くの職種の人々

がこの問題に関心をもつように多くの現場の人々の意見をも聞くことこそ大切なことではなかろうか。個々の案に対しては意見をうんぬんという段階までいたらぬ自分自身だが、今日ここにこうした問題が刻々と研究されていることを知ったことはボヤッとしていた頭をゴツとかなづちで、たたかれたような気持である。

(大阪市東保健所・保健婦)

もっとたくましくしかも
あたたかい保健所像を

木 村 慶

卒直にいって、なんとも味気ない魅力のない文書だという感じがまっさきにきました。報告案の前文にあるように、日本の保健所の現状と役割について「基本的な再検討」がされ、それにもとづく積極的な展望がのべられているのであろうと期待したのですが、まことにあっけなく裏切られてしまいました。

「保健所は人も物も足りない。だからこれまでの仕事のうちこれこれのものはよそにやらせるのがよい」この報告案のいうところは、せんじつめればこういうことのようにです。これは一体どうしたことでしょうか。

これまで何度か保健所のあり方を論じた勧告や答申が出されました。いずれも公衆衛生の現場で苦勞している人達からみると、大いに議論のあるものだったと思います。しかし今度はちがうはずです。16人の委員全部が衛生行政当事者、うち5人は現職の保健所長です。その方達の協議の結果がこういう報告になったということ、保健所の現状の深刻さを思い知らされたように感じます。人をひきつける血の通った生気が感じられないのです。人と物との不足でじりじりと後退を強いられつつある保健所、その後退のきなかで、さらに戦線を整理して新たな後退をよびかける声が、ほかならぬ保健所自身のなかから出てきた。極論のようですが、これが私の印象です。

すでに大阪公衆衛生協会のなかでも指摘されているように、地域住民の健康と生活の現実を誰よ

りもよく知り、それに応えきれない保健所の現実
に苦悩しておられる方達のなかから、もっとたく
ましく、しかもあたたかい保健所像がえがかれ、
それを実現する道程が示されねば、と考えます。
(大阪大学公衆衛生学教室)

都市の環境衛生行政は多角的検討が必要

田 村 昭 一

人口の都市集中化に伴って、産業、経済、文
化、交通のうずの中にある大阪市は、社会的に異
様な複雑性をおびて来つつあり、衛生行政特に環
境衛生行政は幾多の諸問題を含み多角的な改革を
迫られている。

産業の発展を期得しつつ公害防止特に大気汚染
の対策、社会的複雑性の中の住宅、事業場等の
環境衛生指導、地区衛生組織の確立と運営、営業
形態の変動による行政指導の改革あるいは、環境
衛生関係施設の整備等現在の保健所行政の重要な
課題であるが単一的な行政では到底時宜に適し得
ない。都市計画を含む関係機関との緊密な有機的
連けいは絶対に必要であり急務である。従ってこ
れに伴う技術的資料が要求される。そのために
は、保健所検査室の拡充を急ぎ衛生研究所及び大
学研究部門等との協力のもとに、監視の科学性を
通じて行政にも科学的な重厚さを加えねばなら
ない。

また、社会的複雑性に平行してこれに即応する
基本的な義務体制が必要である。即ち大都市の集
団生活においては、生活習慣や思想上の相違から
個人の社会的融和性に乏しく、衛生上の規制も特
殊な建築物及び行為にのみなされている現状で一
般個人、住宅等にも社会集団生活上における具体
的な方向づけや管理規制が必要であり、地区衛生
組織はその上に築かれなければならない。

次に、保健所活動のうち営造物機関としての業
務（サービス業務）を内的活動とすれば広義の環
境衛生行政は外的活動であり、後者をにおいては真
の保健行政はあり得ない。内外一体の機能行政こ
そ住民のニーズに応える進歩的な保健所行政で
ある。（大阪市衛生局・環境衛生監視員）

保健所は自分一人でかわって 行けるものではない

長谷川 豊

まづ感じたことは報告案の^{*}後文に於て、〔当
面の問題の具体的解決の方策について研究協議し
た〕とあるにしては抽象的表面的な説明の多いこ
とである。これは（市町村衛生機構）・（医療機関
医療関係者）・（衛生事業団体）などの項において
特にそう感じた。例えば母子衛生業務を始め多く
の事業を市町村の実施に移すと云う方針が打ち出
されているが、そうした大量の事業をうけ入れる
市町村をどういう風にどれだけ充実すればよいの
かそれを実現するための裏付けはいかにすれば確
保できるのかといった具体的な強化のプログラム
が欲しいものである。

（医療機関、医療関係者）の項で、公衆衛生活動
への参加の推進、結核・乳幼児・成人病検診・予
防接種等における医療機関・医師会との協力体制
をくり返し強調しているが（実際相当の協力を得
ているのであるが）今日迄の状況は殆んど奉仕的
な低報酬であって、より積極的な予防活動への参
加を期待し、同じく（医療機関・医療関係者）の
項に云う〔予防と治療の一体化〕を実現するため
には早晩、根本的な施策が考えられねばならない
。（成人病対策）の項において保健所は〔患者管
理〕を中心として実施することを述べているが、
一方、（施設・設備）の項で人口10万に1ヶ所の
基準を是認している以上、対象の数から云ってこ
れは不可能と云うよりナンセンスな話である。

対人予防サービスを医療機関・医師会に委ねて
行くという方向一即ち home doctor による国民
個人々々の健康管理への道は、当然、待望される
ものであるけれども、関連する社会保険制度、医
療制度のあり方に論及せずにはすまされないでは
なからうか。

保健所が自分一人変って行けるものでない以上
これらの点を充分明確にして始めて保健所の正しい
位置づけが出来るのではあるまいか。

^{*}前文において〔現行法制の枠内にとどまら
ず保健所及びこれと関連ある諸問題を取り上げて
検討する〕と述べているが、最終報告は、この意
図を十分に盛り込んだものであることを、期待し
たい。（大阪府吹田保健所・医師）